

大田市告示第 1 6 3 号

大田市産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年大田市告示第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

大田市長 楫 野 弘 和

第 7 条第 1 項中「3 月 2 5 日」を「末日」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 1 2 月 2 8 日から施行し、この告示による改正後の大田市産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。